

監 第 7 8 3 号
令和元年11月15日

一般社団法人岡山県建設業協会
会長 荒木 雷太 様

岡山県土木部長



**国土交通大臣に対する建設業の許可申請等に係る都道府県經由
事務の廃止について（通知）**

平素から、本県の土木行政につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和元年法律第26号）が令和元年5月31日に成立し、令和2年4月1日から施行され、同日以降に国土交通大臣に提出する許可申請書その他書類で国土交通省令で定めるものについては、都道府県を經由して地方整備局等に提出する義務がなくなります。

については、經由事務の廃止に係る事務の取扱いについて、次のとおりお知らせしますので、貴団体の会員への周知をよろしくお願いいたします。

記

- 1 国土交通大臣に提出する次の書類については、令和2年4月1日以降、当該都道府県を管轄する地方整備局等へ直接、郵送又は持ち込みにより提出してください。
 - ・ 建設業許可申請書及びその添付書類（建設業法第5条、第6条及び建設業法施行規則第2条、第3条、第4条、第5条関係）
 - ・ 変更・廃業等の届出書及びその添付書類（建設業法第11条、第12条及び建設業法施行規則第7条の2、第8条、第9条、第10条関係）
 - ・ 経営規模等評価申請書及びその添付書類（建設業法第27条の26第2項、第3項及び建設業法施行規則第19条の6関係）
 - ・ 総合評定値の請求書及び経営状況分析の結果の通知書（建設業法施行規則第21条の2第2項関係）
- 2 本通知の内容については、当課のホームページでも公開しております。
岡山県土木部監理課HP (<http://www.pref.okayama.jp/page/631897.html>)

（問い合わせ先）

岡山県土木部監理課建設業班

TEL：086-226-7463